

幕末石見銀山領における移動と就業

—熊谷家宗門改帳から見る

廣嶋 清志

はじめに

幕末において、日本の人口はほぼ全国的に増加を開始したとされ(斉藤 2001) (1), 人口再生産がこの時期に全国各地でどのように変動していったかを考察するのは重要な課題である。その際、農村住民の持高階層ごとの人口再生産を把握することがひとつの有力な接近と思われる。このことは以下のように説明できる。

速水 1992 は低階層ほど家の再生産率が低いこと、そしてこの現象は低階層ほど奉公率が高く、直接的には村からの流出したままになること、間接的には結婚年齢が高まることによって生み出されていることを明らかにした(p. 283)。速水のこの研究は、出生率上昇や人口増加を説明するための人口変動論ではなく、社会の安定性を説明する議論であった(2)。しかし、一方で奉公の減少と日雇い雇用への歴史的な変化は多くの地域について明らかにされており(3)、これと関連させて考えれば、低階層においても奉公から日雇いなどへの雇用形態の変化によって家族形成がより容易になり人口再生産率は向上していき、全人口の増加につながったものと考えられる。実際、木下 2001 は東北地方の一農村(山家村)について、おもに下層において奉公人の割合が低下したことによって結婚率に影響はなかったものの結婚出生率の上昇を通じて出生率を上昇させたことを明らかにしている。このように、奉公のように家の形成に関わる雇用形態への従事度について階層間で違いがあること自体が、社会の雇用形態の変化を通じて階層別の家族形成、家の再生産構造を変動させ、社会全体の人口変動をもたらす要因のひとつとして考えることができる(4)。

上記のような人口増加開始のメカニズムの考え方は、農村工業化など農村における雇用の増加によって単に人口が農村にとどまって増えたからだけではなく、農村における出生率が上がるような家族の変化がもたらされたからであるとみる点に特徴がある。奉公では下男、下女として他の「家」の構成員として生活しなければならないが、日雇いなどとして雇用されることによって自己の家を持つことによってより長期に再生産可能な家族生活を送ることが可能となるのである。自分の家を離れての雇用からしだいに家を離れないで済む雇用へと変化していくことは、結婚の早期化と実質化をもたらすなど、家族に重要な変化をもたらす。このように雇用の変化によって家族が変化していったと考えるのは重要な視点であると思われる。この考え方は、江戸時代初期において譜代下人が自営農民に変化することにより人口急増がもたらされたとする見方(速水 1973)と比較すると、非農業の雇用も

重要な要素として含めて考える点で異なるが、家と就業との関わりに着目する点で類似しているところがある。

家を単位に人口の再生産が行われていた江戸時代の人口においては、その再生産は個人単位にみる結婚率や出生率で表すのは不十分なところがあり、家の再生産として計る必要がある。本研究は、後述のように一時点における観察に基づくので、家の再生産率を動的に定義することはできず、家あたりの家構成員の数として把握する(廣嶋 2009b)。これによって階層間で家の再生産率を相対的に比較できる。

廣嶋 2009b は、石見銀山領の分析において、階層別の家の再生産率は階層の高さと正の相関関係が存在することを確認し、さらに階層別出生率、結婚率とはおおむね正の相関があるが、一部合わないところがあることを指摘した。無高階層について1石未満層に比べ結婚率・出生率がより高いにもかかわらず家の構成員数が少ないことである。この説明のために何らかの目的で家を離れる移動による構成員の減少の仕組みの存在を想定した。しかし、その直接的な把握は残された課題であった。結婚を除いて、家から家の成員が離れたり移動する要因としては、死亡のほか、養子、離婚、幼少あるいは高齢における扶養のための離家などが考えられる。無高の家の年齢別成員数は幼少から高齢にいたるまで少ないので、これら様々な要因が働いて家の再生産率が低下しているものと考えられる。しかし、最も重要なものはおそらく就業のための一時的あるいは長期の離家と考えられる。

そこで本稿では、宗門改帳に含まれる移動に関する記述または就業・扶養に関連する家成員の記述を基にして、その存在の程度や階層差などを考察する。これにより結婚率・出生率および家の再生産率の階層差の重要な要因としての移動の実態を解明することができると考えられる。すなわち、持高階層間の結婚率・出生率の格差を説明する重要な要因としての移動率の階層差であり、また、結婚率・出生率と家の再生産率の階層差を食い違えさせる移動率の階層差である。

宗門改帳では日雇いなど家を離れない就業の場合は記載されることはほとんど皆無であるが、それでも通いの奉公はどうか、ある程度長期の出稼ぎはどうか、どのように記載されているかその実態は未解明である。奉公のように人々が所属する家を離れる場合はほぼ確実に記載されるが、移動として現れるのはそのうちの村を越える場合に(村間移動)のみであろう。ただ、一部の村では現住者(在村人口)とは別に一部の非現住者の他村での奉公、出稼ぎ等を記載する方針をとっている村がある。また、現住者についても奉公人など親族以外の成員として記載されることにより他家から来たことが、ほぼ明らかになる。また、独立して家に住む現住者についても何らかの理由により来住してきたことが書かれている場合がある。

一方、宗門改帳は本来、在村人口についての一時点の静態の記録であるが、人口増加要因としての出入りの人数とその個々の人名などを記載する場合も割に多い。移動の記載は、多くの場合は移動の理由を記載されることがなく、単なる引越としてのみ記載されること

が多い。しかし、単なる移動(引越)の記載についても、その先の家において捉えることができれば、どういう移動であったかが確認することができる場合がある。また、移動元の家がある場合その階層などの属性をとらえることもできる。

本研究は島根大学附属図書館所蔵熊谷家文書 (5) に含まれる文久 3 (1863) 年 (一部文久 4 年) の石見銀山領の村の宗門改帳の全記載内容を対象とし、2 年分あるものも含めた。分析対象となる地域人口は文久 3 年を中心とした一時点でとらえると 69 村、家 7442 軒、34,288 人である (6)。したがって、多年次の資料によって、移動する個人についての背景、結婚など他の事象との関係などを考察することはできず、もっぱら各事例の記述をまとめて分析し考察することになる。

本稿では、まず 1. 動態事象としての移動全般について検討し、つぎに 2. 静態として記述された現住者において、家の構成員について家族以外の奉公人、厄介、召仕などと記載された個人について、さらに家についての出職、雇入などの記載された家について分析する。最後に、3. 静態の記載のうち、その家に現住していない家成員(非現住者)についての奉公や出職などの記載について分析する。

1. 動態による観察：移動

就業や扶養に関連を持つ可能性があるものとして、移動全般についてまず分析する。宗門改帳は基本的に静態の記録であるが、宗門改帳の帳末に宗門改帳が作成された時点以前の 1 年間における家および人口の増減数、さらには人口増減要因を出生、死亡、転入、転出などその動態事象に分けた件数の内訳、またその動態事象別に個別の事例についての記載が比較的多く存在する。廣嶋 2004 に示したように、転入、転出の件数の分かる宗門帳数(宗門・村数)は $145/241=60.2\%$ 、人口は $30,991/44,003=70.4\%$ であり、転入 317 件、転出 450 件、計 767 件で、人口に対する転入率は 1.02% 、転出率は 1.45% である (7)。

この移動(42 村町)のうち、動態当事者の記載があるのは 347 件(21 村)で、半分以下に限定されるが、以下ではこれらについて分析する。なお、村内の移動については書かれておらず、すべて村外との転入・転出である。

これらは、「他出」と記載された行き先不明の 3 件を除き、正式の証文を村役人の間で取り交わしたものと見える。また、移動の理由に関しては、たとえば文久 4 年石見國那賀郡太田村浄土真宗宗門帳(文書 217)には婚姻のため他出したこと、養子に出たこと、その他の引越が、それぞれ次のように書かれている。

一入作石田友左衛門借屋九平娘たけ去亥御改後濱田領南川登村え入縁仕候

一頭百姓謙吉借屋信助弟辰吉去亥御改後都治本郷え入家仕候

一入作石田友左衛門借屋九平倅住吉去亥御改後下河戸村え引越申候

この場合それぞれ、「入縁」、「入家」、「引越」の記載で、他出の理由が分かるのである。

引越と書かれたものについては、それ以上の理由は判明しないが、そのかなりの部分が就

業に関わる移動のはずである(8)。しかし、引越先の家において戸主(家の記載の筆頭人、以下でも同様)との続柄が下男や下女であれば、その引越しは奉公に出るためのものであることがわかるはずである。今回対象とした宗門改帳のすべての引越し先がわかるものについて検討したが、その例は見つからなかった。つまり、このとき奉公は新たに生まれたことは確認できない。逆に、引越および縁組に関わる移動について、出てきた元の家での戸主との続柄が下男下女であるという移動の事例もなく、奉公の解消も認められない。以上のように、この時期において奉公の発生も消滅もかなり少なくなっていたものと思われる。

ただ、引越先で「召仕」の発生が1件のみ存在する。石見國邑智郡祖式村瀬戸組浄土真宗當亥人別書上帳 文久3年(文書 053)の帳末に「他エ出人」として「一松五郎後家うた倅豊太郎大家本郷明恩寺へ引越申候」と書かれている。この豊太郎は、同年の仁摩郡大家本郷浄土真宗宗門人別改帳(文書 077)で確認すると、持高1石2斗4升余 同宗同村明恩寺(住職与忍)(家125)の召仕(7歳)と記載されている。

逆に、厄介の解消の事例も一件のみ存在する。すなわち、うたは文久3年(40歳)には後地村浄土真宗光善寺(住職誓鎧)の厄介と書かれていたが、文久4年にはもとの村に戻っており、那賀郡黒松村浄土真宗人別書上帳(文書 204)の帳末に「惣右衛門女房うた後地村 y 参申候」と記載されている。

奉公・厄介などについては、静態の記載をあとで若干分析する。

これらすべて転入出の記載例総計 347 件は、移動理由によって縁組(婚姻、離婚、養子)と関わるもの 105 人と縁組と関わりないそれ以外の引越 242 人に2区分でき、後者「引越」が2倍以上である。対象地域で縁組総数がどれだけあったかは分からないが、そのうち村を越える縁組が105件であったということになる。このように村間の移動は、縁組によるものばかりでなく、縁組によらない移動が2倍以上もあったことが確認できる。ただし、後述のように村によってその区別は完全ではなく、引越に縁組が一部含まれている可能性がある。

移動の方向は、表1のように、それぞれ引越では、出が151人(62%)、入り91人(38%)で出の方が多い、縁組でもほぼ同様に62人(59%)が出で、43人(41%)が入りで、出の方が多い。この両方の転出超過は、石見銀山領の村がより経済的に進んだ他地域と交流があったことを物語っているのであろう。性別に見ても同じ関係あるが、男の方が、転出超過が大きい。縁組でも男女とも転出超過である。縁組は養子なども含むが件数が女の方が多いのは、結婚が夫方居住が一般的であることによるものである。

表1 性別移動種類別移動人数

移動の種類	総数	女	男	不詳
総数	347	207	130	10
引越・出	151	68	73	10
引越・入	91	57	34	—
縁組・出	62	47	15	—
縁組・入	43	35	8	—

これら縁組と関わらない引越が多くの場合就業に関わると考えられ、たとえば、引越とと

もに借家小作(後述, 注 12)から高持ちに変化した例もある (9)。

表2 石見銀山領の村の地域区分別引越の出・入り人数

引越出先・入元	総数	沿岸	中間	山間
引越・出				
出先総数	151	109	4	38
1 石見銀山領沿岸	57	56	—	1
2 中間	26	22	1	3
3 山間	29	3	3	23
4 雲州・廣瀬領	8	7	—	1
5 備後・芸州	6	2	—	4
6 浜田領・津和野領	9	7	—	2
7 長州	11	11	—	—
不詳	5	1	—	4
引越・入				
入元総数	91	54	13	24
1 石見銀山領沿岸	48	43	3	2
2 中間	6	3	1	2
3 山間	24	4	5	15
4 雲州・廣瀬領	6	—	4	2
6 浜田領・津和野領	4	1	—	3
不詳	3	3	—	—

銀山領の村々を沿岸, 中間, 山間の 3 地域に区分し(廣嶋 2004), 縁組移動を可能な限り除いた引越の出と入りについてみると, 表 2 のように, 件数の少ない中間地域を除き, 引越の出は沿岸では沿岸(56/109=51%)の村へ, 山間では山間の村への出が最も多い(23/35=66%)。また, 入りについても同様である(43/54=80%, 15/24=63%)。近隣の村への移動が多数であることを物語っている。ただし, 沿岸地域からは次に中間地域への出 22 人が多い点が目立つ。銀山を含む中間地域が相対的に人を引きつける地域である事を示している。

銀山領外に対して出るのは 34 人, 入って来るのは 10 人で, 前者が約 3 倍である。

表3 村別移動の種別人数

地域区	村番号	村名	総移動率(%)	人口	移動総数	引越・	引越・	縁組・	縁組・
		総数	2.43	10,684	347	151	91	62	43
1	4	太田村	5.26	342	36	24		11	1
1	11	黒松村	1.48	1,016	30	15	12	1	2
1	12	後地村	2.66	1,506	80	49	23	2	6
1	13	都治本郷	3.69	719	53	13	16	14	10
1	44	上村	2.28	307	7	1	3	1	2
1	48	行垣村	1.66	181	3			2	1
1	53	大国村尾波組	1.67	299	5	5			
1	91	吉浦村	3.29	425	14	2		6	6
1	93	福光林村	2.69	186	5			4	1
1	94	湯里村	0.05	1,896	1			1	
2	14	上津井村	3.68	408	15	4	7	4	
2	47	萩原村	4.37	183	8		6	1	1
3	17	八色石村	0.39	258	1	1			
3	19	谷住郷村谷組	1.71	351	6	2	3	1	
3	21	祖式村上ヶ組・瀬戸	5.18	463	24	14	2	1	7
3	22	祖式村井ノ目組・市	3.54	424	15	7	3	5	
3	28	高畑村	2.87	174	5	3	1	1	
3	29	吾郷村	2.49	722	18	6	10	2	
3	30	奥山村	1.31	305	4	1		2	1
3	37	井戸谷村	2.11	285	6	4	1	1	
3	41	久保村	4.70	234	11		4	2	5

井戸谷村の他出3件は引越・出に入れた。

地域区分は1:沿岸,2:中間,3:山間とした(廣嶋2004)。

総移動率は転入と転出の合計を人口で除したもの。

沿岸地域の太田,黒松,後地,都治本郷の4村は2年分なので,率の分母は人口を2倍した。

表3は移動した当事者を記載した移動347件を村別に示したものである。この1年で出213人,入り134人,計347人の村間移動は,21村の人口10,684人に対して,転出率1.99%,転入率1.25%,合計して総移動率,2.43%である。これはさきの移動全件数による転出入率とほぼ同じである。ただし,2年分の移動者数を示した太田,黒松,後地,都治本郷の4村については人口(3,583人)を2倍して計算した。移動理由において引越と縁組はほぼ区別されているが,ただし,いくつかの村ではすべて「引越」と書かれたり,「引越」とは別に「参申候」とのみ書かれ,入縁と記載されていないので,明白な場合を除きこれらをすべて引越に含めたが,その中に入縁の可能性のあるものも含まれているものと思われる。

表4 年齢別種別移動人数

年齢(歳)	総数	引越・出	引越・入	縁組・出	縁組・入
総数	347	151	91	62	43
1-9	20	11	9	0	0
10-19	48	23	16	5	4
20-29	80	15	23	16	26
30-39	46	11	13	10	12
40-49	30	13	14	2	1
50-	20	8	12	0	0
不詳	103	70	4	29	0

移動者347人の年齢は、表4のように転出の場合とくに判明しないことが多く不詳が多いが、転入の場合はほとんどの場合、転入後の家が存在するので、その家の成員としての記載によってほとんどの場合判明する。年齢が判明する事例に限定されるが、引越で転出する場合、10代が最も多い。これに対して、引越の転入は20代が多い。ここに、移動者のある部分が引越によって出たあとまた何年後かに戻ってくることが現れているのかも知れない。

この移動者347人には名前や家の属性(誰々借家、戸主名など)が記載されているため、移動元の家を持高が多くの場合判明する。とくに移動者が家の一部の成員であって家がまだ村に残っている場合はほとんどが判明する。これを用いて持高階層別に移動率を検討する。人口あたりの移動発生率を移動の理由と方向別に4区分して持高階層別に見ると、表5および図1のように階層間で明らかな差がある。縁組に関係しない引越は出、入りとも無高が最も高く(1.34%, 0.85%), 1石未満がこれに次ぐ(0.76%, 0.63%)。底辺層における生活的不安定さが現れているものと考えられる。10石以上の最上層がこれらに次ぐ高さ(0.72%, 0.36%)であり、中間層の5-10石層が最も移動率が低いこと(0.31%, 0.21%)は興味深い。なお、引越には縁組に関係するものが一部含まれている可能性があるため、これらを合計した転入、転出の率を図1-1に掲げておく。10石以上層の移動の特異性が際だっている。

縁組による転出入は本稿の本題ではないが、参考のため触れておくと、その発生率は階層差は大きくないが、10石以上層の村外への婚出率(0.72%)の高さは他層に比べ際だっている。この層の婚姻圏の広さを示すものであり、逆に5-10石層の縁組転入の少なさ(0.10%)はこの層の村内婚の卓越によるものであろう。

なお、持高不詳についての移動率が高いのは移動者の持高の情報が不完全であるためであり、上記の大勢に影響はないといっていよい。

上記のように無高と1石未満層とのを比較したとき前者の移動率とくに転出率が高いことは廣嶋 2009b で予想した無高の家の再生産率が低いことの原因を示すもので、重要な結果であるといえる。しかし、この移動は何のための移動であり、なぜ無高でもっとも多いのであろうか。これが次の課題である。

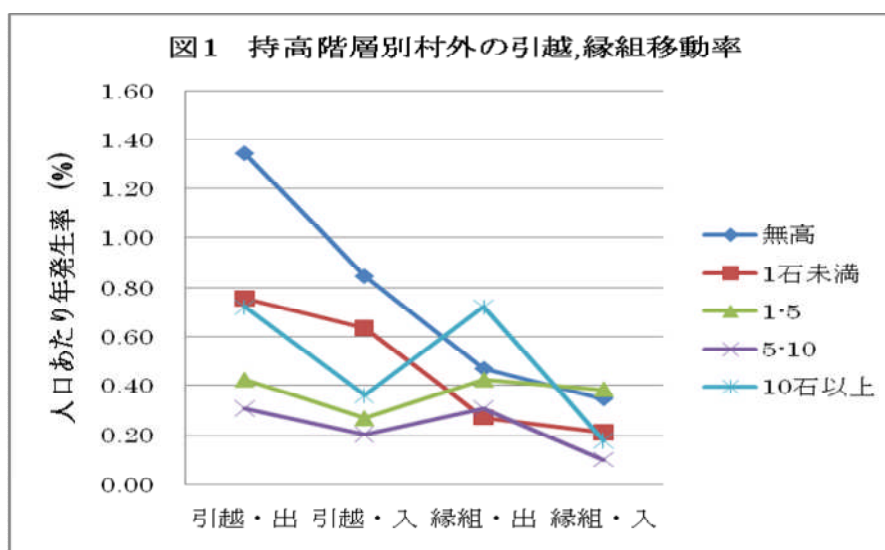
また、全般的にみて、持高と移動率はおおむね反比例し、下層における生活的不安定性を示しているものと考えられる。しかし、10石以上層の移動率は1-5石、5-10石層より高く完全に反比例していない。また、移動率の高さは結婚を遅くし結婚率を下げるものと考えられ

るが、実際に結婚率の差がどの程度移動率によって説明できるのだろうか。これらの疑問は移動の内容を明らかにしないと解くことができない。

表5 持高別種別移動者数および移動率

持高	人口	総数	引越・出	引越・入	縁組・出	縁組・入	転出計	転入計
総数	14,267	347	151	91	62	43	213	134
無高	6,625	199	89	56	31	23	120	79
1石未満	3,308	62	25	21	9	7	34	28
1-5	2,600	39	11	7	11	10	22	17
5-10	974	9	3	2	3	1	6	3
10石以上	555	11	4	2	4	1	8	3
不詳	205	27	19	3	4	1	23	4
移動率(%)								
総数		2.43	1.06	0.64	0.43	0.30	1.49	0.94
無高		3.00	1.34	0.85	0.47	0.35	1.81	1.19
1石未満		1.87	0.76	0.63	0.27	0.21	1.03	0.85
1-5		1.50	0.42	0.27	0.42	0.38	0.85	0.65
5-10		0.92	0.31	0.21	0.31	0.10	0.62	0.31
10石以上		1.98	0.72	0.36	0.72	0.18	1.44	0.54
不詳		13.17	9.27	1.46	1.95	0.49	11.22	1.95

2年分の移動の資料がある村の人口は2倍して示す。



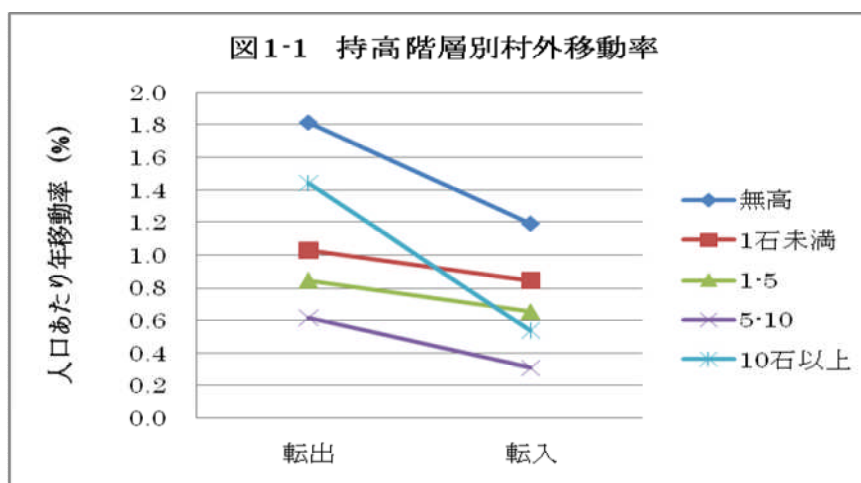


表5-1 持高別引越の移動形態

移動形態	総数	無高	0-1石	1-5	5-10	10-	不詳
引越・出総数	151	89	25	11	3	4	19
全員(うち1人)	81(4)	55(2)	7	7	-	-	12(2)
部分	67	34	18	4	3	4	4
不詳	3	-	-	-	-	-	3
引越・入り総数	91	56	21	7	2	2	3
全員(うち1人)	37(3)	25(3)	10	-	-	-	2
部分	54	31	11	7	2	2	1

このため、その一助として、表 5-1 に移動形態を全員移動と部分移動に分けて示している。全員移動とは家の全成員が転出してしまうこと、また家に（無人のところに）全員が転入することを指す（10）。部分移動とは家の成員を残して一部の成員が転出すること、また家にすでに成員がいるところに新たな成員が転入することを指す。全員移動の転出とは、いわゆる挙家離村といわれるものを含むが、ここでは単に村の間の移動をするものが多い。部分移動による転入は家の拡大をもたらすが、部分移動による転出は家の縮小をもたらす、家の縮小、家の再生産率の低下をもたらすと考えられる。これに対して、全員移動は家の再生産率には影響しないと考えられる。この表では、ほとんどが部分移動に限られる縁組に関連する移動を除き、引越に限定しているが、先に述べたように縁組に関わる移動が完全には除かれてはいないと見られる。

総数で見ると、転出は部分移動(67 人)にくらべて全員移動(81 人)が多いが、転入は部分移動(54 人)の方が全員移動(37 人)より多い。このことが、この地域の転出超過に繋がっていると見られる。また、部分移動では、転出(67 人)が転入(54 人)より多く、おおむね全体として、移動によって家の規模縮小が引き起こされているといえる。階層別に見たとき、全員移動の転出は 1-5 石層以下で存在するが、転入では 0-1 石以下でしか存在しない。無高層において全員移動の移動とくに転出が多いことが目立っている。0-1 石層にも全員移動の転出がある(7 人)が、無高層(55 人)と比較すれば、格段の差がある。なお、表 5 に示すように、0-1 石層の人口は無高層の人口の半分である。ここにわずかな高持ちであっても無高層

との決定的な差が現れていると思われる。

では、無高借家層における全員移動が多いのはなぜだろうか。無高層における全員移動には様々なものがあるはずであるが、そのうち借家間の移動というものがある。以下は転入の例であるが、たとえば以下のように記載されている。ただし、元の借家と新借家の地主名が明確に書かれた例は多くなく、多くは記載が不完全である。

那賀郡都治本郷浄土真宗門帳 文久3年(文書155)

一後地村又右衛門借屋 y 亀吉家内六人當村寅治郎借屋引越申候

一波積本郷神主胎前借屋 y 安太郎家内四人當村善一郎借屋引越申候

この無高借家については後述する(注12)が、その小作条件が移動率を高める要因であると考えられる。そして、その小作料、地味、耕地規模など様々な要因によって移動が行われたのだろう。

しかし、こうした家成員全員の移動では家の規模の細分化には繋がらない点に注意しなければならない。全員移動を除いた部分移動の転出は、表5-1によれば、無高層は34人、0.51%、0-1石層では18人、0.54%と、移動率がほぼ同じで無高の移動率が高くないが、部分移動から縁組に関する移動を完全に取り除くのは困難であるので、純粋の部分移動の発生率を階層別に厳密に比較するのは今のところ困難である。

以下、さらに移動に関係する静態からの観察によって考察する。

2. 静態による観察： 現住者の就業と扶養の関係

この地域の宗門改帳は原則として現に村に居住する人々(現住者)のみが記載され、現時点で居住していないが籍があるという人も記載する本籍地主主義をとっていない。現住者として記載された人々には、一般に戸主(筆頭者)との続柄が書かれている。ここに戸主の親族ではなく雇用や扶養の関係を持つ家成員として、下男、下女、下人、厄介、寺内、召仕と記述されたもの、およびそれらの親族も記載されている。また、これとは別に家そのものに就業や扶養に関する記載がある場合がある。これらの総件数は表6のように、184件、同居の家族67人を含めると251人である。251人はこの地域の人口34,288人の0.73%にあたる。このようにその割合はきわめて少ない。

表6 戸主との続柄別現住者数

戸主との続柄	総数	本人	同居家族
総数	251	184	67
下男	62	47	15
下女	42	40	2
下人	33	8	25
寺内	10	10	0
召使	4	4	0
厄介	72	65	7
雇入	19	7	12
出職	9	3	6

就業と扶養に関わる非親族の現住者のもっとも主要な形態は、下男・下女(奉公人)(87人)と厄介(65人)であるといえる。以下、順に分析する。

2.1 奉公人

奉公人は、石見銀山領においても、たとえば忍原村で1818年の7人から1865年1人までほぼ一貫して減少してきた(廣嶋2009a)ように、幕末において大幅に減少し、この1863,4年の状況は奉公のもっとも衰退した段階を示しているものと考えられる。

下人は1人(3歳)を除きすべて独立した家として書かれているのに対して、下男・下女は独立せずすべて家の一員となっている。このことは下男・下女に自分の家族がいる場合も同様である。

表7 奉公先の種類(持高)別家軒数および下男・下女数

種類・持高	家軒数	人数 (1)
総数	44	87
寺	20	43
1-5石	1	1
5-10	2	2
10- (2)	10	19
借家無高(3)	2	2
武家(4)	2	2
家屋敷持(5)	4	9
神社	1	1
その他 (6)	2	8

注(1)人数は下女、下男の人数

(2)うち最大は、162石(大国村安井善二郎)

(3)大森町熊谷三左右衛門借家2軒

(4)橋本伊豫守、石崎讃岐守

(5)大森町勘助、弥右衛門、金作、見達

(6)大田組家屋敷2人、国造家雑掌6人

下男・下女の奉公先を見ると、表7のように、寺が20軒、43人で奉公先総数44軒、87人の約半数を占めている。続いて10石以上の上層農民で10軒、19人となっている。この他、大森町の借家(商家などの町家)、武家などが奉公先となっている。奉公について大森町では「奉公稼」と記載されている。

表8 家族規模別下男下女およびその家族の人数

家族規模	下男・下女総数	下男	下女	その家族
総数	87	47	40	17
6	1	1	0	5
4	2	2	0	6
3	2	2	0	4
2	2	0	2	2
1	80	42	38	0

下男・下女87人のうち家族がないものが大多数(80人)であるが、7人(下男5人、下女

2人)にはその家族合計17人がある(表8)。

下男・下女・下人の年齢分布は表9のように広い範囲に渡っており,多様な奉公人が存在するものと考えられるが,女では10代後半,男では20代前半に山があり,多くは結婚前の一時的な状態であるものといえる。また,32歳まで有配偶のものはいない(表略)。その意味で,奉公は結婚年齢を上げる効果をもっていたといえるかもしれないが,奉公自体が極めて稀になっているので,入れ替わりが盛んであるとしても,奉公を多く出す階層の結婚年齢が高いことに対する奉公の影響というような階層全体に対する直接的な影響はあまり大きくないだろう。

表9 下男・下女・下人の年齢分布

年齢	総数	女	男
	95	40	55
総数	100.0	100.0	100.0
4-9	1.1	0.0	1.8
10-14	5.3	2.5	7.3
15-19	16.8	30.0	7.3
20-24	18.9	17.5	20.0
25-29	10.5	12.5	9.1
30-34	9.5	5.0	12.7
35-39	6.3	0.0	10.9
40-44	4.2	2.5	5.5
45-49	6.3	5.0	7.3
50-54	6.3	7.5	5.5
55-59	7.4	10.0	5.5
60-64	2.1	5.0	0.0
65-69	1.1	2.5	0.0
70-74	2.1	0.0	3.6
75-79	2.1	0.0	3.6

下男・下女87人に下人8人を含む。

下男・下女・下人(奉公人)は表10のように,69村中27村で,約半数近い村に存在し,半分以上で存在しない。奉公人が村の人口に占める割合をみると,とくに高いのは片山村であるが,その下男・下女8人はすべて浄土真宗西福寺(住職大善)にいるものである。片山村を除けば,奉公人が村の人口に占める割合は大森町が最大で,3.5%である。川合一宮領の下男・下女6人はすべて國造家雑掌(真言宗静間村金剛山檀那)主膳の家のもので,神社領の年貢などの事務に雇われていたものと考えられる。つまり,奉公人は一部の小さな村で寺の比重が大きくなる場合を除けば,やはり町場の商店などに多く存在したものといえる。これらの奉公人を出している家の状態についてはあとで別に検討する。これらの奉公人とは別に,日雇がいたはずであるが宗門改帳では確認がむずかしい。なお,大森町については存在する浄土宗宗門改帳の人口のみについてのもので,町の人口の多数を占める浄土真宗が除かれている。

表10 村別下男・下女・下人数と人口割合

村番号 村名	総数	下男	下女	下人	村人口	割合(%)
総数	95	47	40	8	34,310	0.28
2 川合・一宮	6	3	3		200	3.00
3 太田北	4	1	3		776	0.52
5 八神	2	1		1	441	0.45
6 上河戸	3	2	1		353	0.85
8 市	6	1		5	577	1.04
9 長良	1	1			467	0.21
10 渡津	2	2			2,109	0.09
13 都治本郷	5	3	2		719	0.70
14 上津井	1		1		404	0.25
15 那賀畑田	1	1			408	0.25
17 八色石	2			2	258	0.78
19 谷住郷・谷	3	1	2		351	0.85
20 谷住郷・住郷	7	6	1		1,442	0.49
22 祖式・井の目組・市	1	1			426	0.23
25 川下谷戸	2	1	1		679	0.29
29 吾郷	2	1	1		720	0.28
32 京覧原	1		1		186	0.54
38 片山	8	5	3		111	7.21
41 久保	2	2			235	0.85
48 行恒	1	1			181	0.55
54 大国上	3	1	2		642	0.47
55 大国	8	3	5		2,056	0.39
59 三久須	1	1			321	0.31
61 大森	16	3	13		463	3.46
63 温泉津	1	1			1,662	0.06
92 波積南	2	2			640	0.31
95 浅利	4	3	1		1558	0.26

村人口は使用した宗門改帳の村人口。上記27村の他の40村は奉公人が0である。

表11 村別奉公人の出身村名

奉公人の いる村・町	人数	奉公人の出身村名
総数	37	
京覧原	1	久喜原
川合・一宮	6	川合一宮領4,川合,用田
太田北	3	刺賀,谷住郷住郷,東用田
大国	8	仁万3,大国5
大国上	3	大国上2,天河内
大森	16	久利,銀山2,吾郷,黒松2,佐麻下 組,佐麻上組,上,浅利,大田南,大 国,大森2,津和野領日貫,渡津

奉公人87人のうち、出身村名が書かれている37人について、その村名を書き上げたのが、表11である。大森町には銀山町を含む13の村から16人の奉公人が来ているのが分かる。なお、扱っている宗門改帳には銀山町のものが含まれていない。

表12 奉公先の種別出身村情報の記載の有無

奉公先種別	村情報		
	総数	無	有
総数	87	50	37
寺	43	42	1
神社	1	1	0
高持百姓	22	7	15
町家	13	0	13
国造家雑掌	6	0	6
武家	2	0	2

表 12 のように、奉公先別に奉公人の出身村情報の記載の有無を見ると、奉公先が寺の場合ほとんど村情報がないのに対して、高持ち百姓の場合は多くに村情報があり、町家の場合にはすべてに村情報がある。宗門改帳には奉公の種別についての記載はまったく見られないが、上述のように奉公先の種別と村情報の有無とが関係があることは、奉公先によって奉公の期間など契約内容に差があることを意味していると思われる。村情報の記載がある方が出身の村とのつながりが強いことを示し、したがって奉公の期間が短いことを示すものではなかろうか。寺の奉公は期間が長期のものであろう。

表13 奉公先の種別奉公人の性

奉公先種別	総数	性	
		女	男
総数	87	40	47
寺	43	10	33
神社	1	1	0
高持百姓	22	13	9
町家	13	11	2
国造家雑掌	6	3	3
武家	2	2	0

表 13 のように、奉公先によって奉公人の性別には明瞭な差がある。寺では男が女の 3 倍であり、高持百姓では女の方が多く (13:9)、町家奉公ではほとんど (11/13) が女である。ここにも奉公先によって奉公の種類・期間が異なることが表れているものと思われる。

表14 奉公先種別奉公人年齢

年齢(歳)	総数	高持百姓	寺	町家	国造家 雑掌	武家	神社
総数	87	22	45	13	6	2	1
11-15	5	2	3	-	-	-	-
16-20	21	9	4	7	1	2	-
21-25	13	5	5	2	1	-	-
26-30	8	-	4	4	-	-	-
31-35	11	2	8	-	1	-	-
36-40	3	2	1	-	-	-	-
41-45	1	-	1	-	-	-	-
46-50	7	1	5	-	-	-	1
51-55	5	-	4	-	1	-	-
56-60	6	-	6	-	-	-	-
61-65	2	1	1	-	-	-	-
66-70	1	-	-	-	1	-	-
71-75	2	-	2	-	-	-	-
76-80	2	-	1	-	1	-	-

表 14 のように、奉公先の種別に奉公人の年齢を見ると、寺では 30 代前半、50 代後半に頂点があり、中年が多いのに対して、高持百姓では 10 代後半に頂点がありかなり若い。さらに町家奉公では 10 代後半に頂点があり、30 代以上は存在しない。ただし、寺では 10 代前半も存在し年齢は幅広い。

以上のように、町家奉公は年少者で、女性中心であることに特徴がある。年齢分布が若いことは奉公の契約期間がおおむね短いことを意味すると思われる。

奉公人の出身の村・戸主の情報が書かれている場合は 33 件(村名のみは 37 件)、書かれていない場合は 54 件で、書かれていない場合の方が多い。戸主の記載がある 33 件は、その村の宗門改帳が残存せず確認できない 16 件と、その村の宗門改帳が本研究の資料に含まれている 17 件に分かれる。

これら 17 件について奉公人の家の記載を確認してみると、奉公に出ていることが元の家の外書きとして記載されている 7 件、記載がなく矛盾のない 2 件、記載があつて二重記載となっている 8 件(ただし、そのうちの 1 件は確認できる年次が 1 年ずれているので実際は矛盾していないのかもしれない)の 3 つの場合に分かれる。このように矛盾のない記載が 9/17 で半分以上であるとはいえ、二重記載も多い。その理由として、作成が杜撰であるからかもしれないし、あるいは奉公の実態を反映しているのかもしれない。二重記載 8 件のうち、名前が 1 字違うのが 3 件、歳が違うのが 1 件、戸主の交替が反映されていない 1 件など、おそらく出身村に伝わった情報が正確ではないものと考えられる(11)。二重登録になる 8 件のうち 4 件については川合村一宮領国造家雑掌主膳の家の例で、そこには 6 人の下男下女がいるが、そのうち 4 人は同じ川合村一宮領に出身の家があり、その家の成員としても記載され、そこには奉公に出ていることがまったく書かれていない。つまり、両方の家に属しているこ

とになる。この記載は同じ宗門改帳作成者によって行われているはずであり、意識的に書かれているものとも考えられえ。このような記載は通いで下男・下女となっていることを意味しているのかもしれない。速水 1992 (p. 258) は西濃西条村でこのような両方の家に書かれている場合についてそう書いている。

出身の家の外書きに奉公の記載がある 7 件 (大国村 5 件, 大国村上組 2 件) はすべて、自村内へ奉公に出ている場合である。大国村出身で大森町への奉公 1 件については、この外書きがない。したがって、家の外書きで奉公先が書かれているのは情報の得やすい村内の奉公のみに限られているといえるのかもしれない。

2.2 下人

下人は下男、下女と異なり、家内下人 3 歳 1 人を除き「誰々下人」と肩書きがあり別の独立した家として書かれている。これとは別に「誰々借家」は同じ地主誰々に存在し、下人が借家とは別の存在であるといえる (12)。

実際、2 年連続して宗門改帳が存在する市村において、この 2 つの年次の間に借家から下人に変化した例がある。たとえば、那賀郡市村浄土真宗 (文書 209) の高持百姓 弥七郎 (59 歳) の家 (家 38, 高 2.213 石) には文久 3 年においては家内に下人・奉公人が存在せず、同年同村に「弥七郎借家」が真宗 3 軒, 浄土宗 1 軒, 禅宗 1 軒, 計 5 軒が存在する。しかし、文久 4 年 (文書 178) にはそのうち亀吉については、弥七郎借家から「弥七郎下人」に変わった (13)。この家内下人でない下人は、借家小作人より従属性の強い (労働提供の義務のより大きい) ものだろう。

下人はすべて 7 人 (7 軒) が独立して書かれる家になっているが、すでに述べたように、ただ 1 件の例外として家の中の下人 3 歳 1 人がいる。これは八色石村浄土真宗専光寺 (持高 0.585 石) の例で住持一雲 37 歳, 坊守 (妻) 32 歳, 娘 8 歳, 弟子 22 歳に続いて下人, 多助 3 歳が書かれ、5 人の家となっている (文書 140, 家 33)。これは生まれつきの下人として受け入れられてきたものと考えられる。これを例外として、他はすべて、下男・下女と異なり、下人は独立した家として書かれていることに特徴がある。したがって、奉公人よりは借家小作に近いものと推測される。

2.3 厄介

つぎに、奉公人に続いて多数を占める厄介について検討する。表 15 のように厄介 (役介, 厄界) は同記 60 件と別記 5 件とがある。同記とはある家を構成する一員として記載されている場合で、別記とは独立した家として書かれている場合である。さらに同記の場合、誰々厄介というものとただ厄介と書かれたものがある。これに対して、別記の場合は当然誰々厄介という肩書きが書かれた独立の家ということになる。このようにほとんど 60/65=92% が同記であり、別記は例外的であるといえる。なぜ別記されるのか、檀那寺が別のためとも考えられるが、別寺で同記は多数あるし、同記のもので別宗派も 1 件ある。別記として厄介が

書かれる理由はよく分からないが、年齢とか同居の厄介の有無などからみた独立性によるものかもしれない。ただし、家族持ちは3例のみで、厄介で配偶者のいるのは同記の一件のみである。

表15 記載方法、家族規模別厄介人数とその家族

家族規模	総数	同記	別記	その家族
総数(人)	65	60	5	7
4	1	1	0	3
3	2	0	2	4
2	0	0	0	0
1	59	56	3	0

同記:厄介先の家の一員として書かれている。

別記:「誰々厄介」の肩書き付きで独立した家として書かれている。

表16 性・年齢別厄介人数

年齢	総数	女	男
	65	33	32
総数	100.0	100.0	100.0
4-9	13.8	9.1	18.8
10-14	7.7	12.1	3.1
15-19	10.8	3.0	18.8
20-24	15.4	15.2	15.6
25-29	9.2	12.1	6.3
30-34	6.2	0.0	12.5
35-39	9.2	12.1	6.3
40-44	3.1	3.0	3.1
45-49	7.7	6.1	9.4
50-54	3.1	3.0	3.1
55-59	7.7	12.1	3.1
60-64	1.5	3.0	0.0
65-69	0.0	0.0	0.0
70-74	0.0	0.0	0.0
75-79	3.1	6.1	0.0
不詳	1.5	3.0	0.0

うち、別記5件の年齢はそれぞれ17,18,21,34,56歳で、女は56歳のもののみ。

厄介を性・年齢別に見ると(表16)、男の4-9歳、15-24歳、女20-24歳が目立つが、女の60代、70代にも存在し、家の一員として労働しないわけではないだろうが、主に保護される立場であったものと見られる。

興味ある二重記載が1件ある。大田北村浄土真宗(文書002)大田南村正蔵坊旦那の嘉太郎貸屋 吟平53歳の8人の家(家42)構成員の最後に「当時家なし 大田南村蓮生寺旦那」と書かれた「厄介 もと」72歳は、同じ宗門改帳に一軒(家131)ゞ壺人女「当時家なし嬢」「北村 吟平方へ奉公罷在候」としても記載されている。この記述をそのままに受け取る

と、通いの奉公でかつ厄介であったのだろうか。

表17 階層別厄介先軒数および厄介人数

持高	厄介先軒数	厄介人数
総数	41	65
無高*	19	23
-5石**	12	17
5-10	1	1
10-	2	2
武家***	1	1
寺	5	20
不詳	1	1

*無高借家のうち、以下2軒にはそれぞれ厄介が2,4人いる。

平田佐左兵衛借家、留五郎借屋。

**別記4軒,4人を含む。

***後藤豊前

厄介の属する家の属性を見ると、表 17 のように無高借家が半数近くあり、5 石未満層 12 軒を加えると、31/41=76%が下層農民の家である。奉公と異なり、基本的に対価を伴わないと思われる厄介という地位が、家や親族の間での相互扶助という性格を持っていることが示されているといえよう。また、寺では5 軒に 20 人と、まとまって厄介を抱えている点も困難な家族の庇護という性格を示していると思われる。寺の厄介のいる村は、下河戸、後地、九日市、三久須(2)の各村である。

厄介 65 人のうち 13 人に別株と書かれており (14), 厄介が別株である割合は 2 割とかなり高い。また、65 人中、姪 5 人、甥 5 人、女房妹 1 人、従弟 3 人、親戚計 14 人で、両方である 6 人を除き、21 人が親戚または別株という関係にある。また、寺 20 人はすべてこれらの親戚ではない。したがって、厄介には親戚関係のない寺の場合と親戚・別株のもの、それ以外 24 人の 3 種があるといえる。

2.4 寺内・召仕など

以上の他に家構成員として、表 18 のように、寺内 10 人、召仕 4 人計 14 人がいる。寺内は乙原村(文書 122)と渡津村(文書 222)の 2 村のみにあり、それぞれ寺 2 軒(浄土真宗香勝寺、浄土真宗長徳寺)に、各 4 人、6 人、計 10 人がいる。芳太 17 歳、さた 3 歳、久米太 14 歳、平兵衛 50 歳の 4 人および富十 49 歳、ひち 42 歳、栄蔵 34 歳、しけ 51 歳、東蔵 51 歳、きく 49 歳の 6 人である。後者の渡津村長徳寺の寺内は記載順からみて夫婦の可能性もあるが、そのような記載はない。

召仕 4 人のうち、2 人は大家本郷村(文書 077)の 2 つの寺、浄土真宗浄土寺および名円寺に 1 人ずついる。それぞれ、「難渋門徒二付秀雄召仕」61 歳、「難渋門徒二付恵内召仕」52 歳と書かれ(秀雄、恵内は住職の名前)、厄介に近いものと思われる。福祉機能として高齢者に仕事を与えたということを意味するのだろう。

この 3 村には厄介のいる寺はなく、乙原村、渡津村、大家村本郷の真宗の寺の寺内と召仕とは、他の村の寺(真宗でも)なら下男、下女、あるいは厄介にあたるものではなかろうか。なお、渡津村の禅宗福城寺には下男がいる。

召仕の他の 2 人は、いずれも大森町の屋敷家持あるいは家屋敷持と書かれた 2 つの家(102, 103)にいる。1 つの家では、召仕 19 歳に下男 16 歳、下女 3 人(22, 19, 29 歳)がおり、もう 1 軒では、召仕 21 歳に下男 22 歳、下女 2 人(23, 18 歳)がいる。どちらも商家と想像され、召仕は下男たちの番頭のようなものと考えてよいのかもしれない。したがって、寺の召仕とは異なるものと思われる。

表18 村別、寺内、召仕人数

種類・村	総数	寺内	召仕
総数	14	10	4
寺			
乙原	4	4	—
渡津	6	6	—
大家本郷	2	—	2
屋敷家持			
大森	2	—	2

2.5 出職・雇入

現住者の状態として「出職」と書かれているものは表 19 のようにわずかに高畑村 1 件、大森町 2 件、合計 3 件である。この出職は、3. でみるように、家族の一部を残して働きに出ることを意味するらしいが、このように記載された例はきわめて少ない。

文久 3 年高畑村真宗(文書 137)の例は、宗門改帳本文の最後の家(家 43)として、「真宗大田村常見寺旦那 居村信蔵同居 大田村 y 出職 市郎兵衛 三十四才 市郎兵衛娘 せい九才 同人娘 りん 七才 〆三人内壺人男二人女」と書かれている。帳末には、他 y 入人として「一居村信蔵同居市郎兵衛家内三人南大田村 y 出職仕候」とあるように、この年に転入してきたもので、新来者として本文の最後に書かれたようだ。借家小作の契約が成立する直前の状態なのだろうか。信蔵はこの村の持高 5.467 石の地主(家 37)で、真宗の借家 2 軒を持っている。出職は家族の一部を残して働きに出るものと考えられるが、市郎兵衛には妻が記載されておらず、(南)大田村に妻などを残しているのかもしれないが、大田村には同じ真宗旦那寺(常見寺)の家は存在しなかった。南大田村の宗門改帳はない。

表19 出職および雇入の雇先別の軒数、人数

雇先	軒数	雇入軒数	雇入人数
総数	5	10	28
出職			
大森町岩助借家	1	1	4
大森町元吉同居	1	1	2
高畑村信蔵同居	1	1	3
雇入			
鑪 (1)	1	4	9
鍛冶屋 (2)	1	3	10

出職は実際は入職である。

注(1)井戸谷村栃野木鑪, (2)長藤村源田山鍛冶屋

大森町(文書 46)の元吉同居 鶴次 36 歳 倅亀吉 4 歳 2 人(家 79)について「ゞ式人男」のあと、「此もの湯里村 y 出職罷在候」と書かれている。湯里村浄土宗(文書 099)専念寺旦那の家は 29 軒あり、どれかから分かれてきたとも考えられる。大森町(文書 48)の萩原村岩助貸屋 利助 63 歳は女房 56 歳と孫 2 人を連れ一家 4 人(家 17)「ゞ四人」のあと「此もの濱田領長沢村 y 出職罷在候」と書かれている。やはり子世代が欠けた分離した家のように見えるが、長沢村の宗門改帳はないので確かめられない。

これらの記載は雇用先の多い町場である大森町であるから管理の必要上、記載されているものと見られる。大森町のもっと人数の多い浄土真宗の宗門帳があれば、もっと出職の記載があるだろう。これらは自分で商店などを経営するか、独立した雇用者世帯であると推察される。

以上、3 例は例外的に記載されたもので、他の村でも同様な出職という就業のための転入した家が存在するとみられるが、その旨記載されることがないのが普通と考えられる。第 3 章で見るように、非現住者の出職の出身村における記載は 8 件、11 人、こちらの方が多い。このように出職として家が分離して他村稼ぎに出て分離した世帯を形成するということが無高層など下層の移動率の高さをもたらし、成員の少ない家を生んでいるひとつの理由と考えられる。出職について附論において別の資料による検討を行う。

「雇入」は、たたらと鍛冶屋(文書 147)にそれぞれ 4 軒、3 軒、計 7 軒の家について書かれている。井戸谷村栃野木鑪の山内では、10 家族 46 人の「外に」として、年齢が書かれていない 4 家族 9 人が記載されていて、「右者當分雇入候ニ付別紙寺請状受取置申候以上」とあり臨時雇いの労働者家族と見られる(15)。また、長藤村源田山鍛冶屋の山内には 6 家族 20 人の他、全く同じ記載方法で 3 家族 10 人が書かれている。

この宗門帳群にはもうひとつ川下村瀬尻鉦 鉄山師清次郎というたたら場の宗門帳(文書 225)があり、そこには 4 つの家(14 人)が書かれているが、雇入の家は書かれていない。近世後期にたたら場や鍛冶場の山内においては山内労働者が不足し労働者の引き抜きもあったとされている(相良 2009)。

2.6 欠落

欠落あるいは尋中(永尋)という記載は、正規の手続きを経ずに村から姿を消したもので、帳末(5件)または本文中の名前への貼り紙(7件)に、計12件存在する(表20)。帳末に書かれたものは、前回の宗門改以後、今回の宗門改帳の作成開始(2月半ば)以前に発生したもので、村人口から除かれている(16)。貼り紙に書かれているものは、今回の宗門改の帳面ができあがって(2月末)以後に発生したものである。貼り紙の場合は、帳面に名前が記載されているが、実際にはいないことを意味し、欠落を含めた数が村の人別とされ、このまま奉行所に提出されたものである(17)。

表20 戸主との続柄、家成員数、持高別欠落件数

戸主との 続柄	家成員数							持高(1) 借家 寺(2)		
	総数	1	2	5	6	9	10			
総数	11	2	2	2	2	2	1	3	7	1
戸主	6	2	1	2	1				5	1
忝	2		1		1			2	1	
兄	2					1	1		1	
伯父	1					1		1		

帳尻の1件(湯里村浄土宗)には上記の情報が一切ないので総数から除外した。

注(1) 忝1件は13.1石。(2) 松代村禅宗甘露寺。無住になった。

家成員数には欠落を含む。

欠落の記載位置が帳末になるのは、その期間が貼り紙になる期間(約1ヶ月)に比べはるかに長い(1年)にもかかわらず、逆にその件数が貼り紙より少ないのは、欠落発覚後の追求により事後的な正規の処理が行われるからだろう。

欠落の記載(貼り紙または帳末)が翌年どうなっているかを確認できるのは、2年分の宗門改帳がある場合に限られ、貼り紙の場合の3件(温泉津村1件、浅利村2件)だけであるが、すべて貼り紙も帳末の記載もなく、宗門改帳からまったく消滅している。帳末の5件についてはその確認ができないが、うち帳末の2件には前回の宗門改以後の新たな欠落であることが記録され、他の1件(湯里099)も出生や死亡と並べて書かれているので、まず過去1年に発生したはずである。他の2件はいつ発生したか確認できない。もしすべての欠落が翌年以後ずっと帳末に書かれるとすると、もっと多くの記載があるはずであり、欠落は翌年の宗門改ですぐ除帳されてしまうことが多かったことになるが、これは事後的な正規の処理がされたのか、放置されたのかのどちらかであるが、たぶん後者であろう。

欠落の戸主との続柄を見ると、表20のように6/11=55%が戸主で、戸主がもっとも多いのが特徴である。このうち2件は、家成員1人で、残る家成員がいない。残る4人は家族持ちである。欠落の出た家の階層は、借家が7件で最も多いが、高持ち、寺も含まれている。

このような家族を残しての欠落の存在や欠落の発生後の除帳から考えて、欠落の多くは単なる出稼ぎの性格をもったものと考えてよいように思われる(18)。

3. 静態から見た雇用—非現住者

宗門改帳の本文の家,あるいは帳末の外書きとして,現に居住していない人(非現住者)の情報が例外的に書かれている場合がある。そのうち,就業に関係があると見られるのは,奉公13件,出稼20件,出職11件,手伝4件,計48件で,記載されているのは10村に限られる。これを村別に示すと,表21のようになる。以下,これらについて分析する。

表21 村別,種類別就業関連の非現住者数

	総数	奉公	出稼	出職	手伝
総数	48	13	20	11	4
3 大田北	4	1		3	
4 太田	1			1	
10 渡津	3			3	
33 大林	2		1	1	
37 井戸谷	23		19		4
41 久保	1	1			
54 大国上	2	2			
55 大国	6	5		1	
60 小濱	2	1		1	
61 大森	4	3		1	

3.1 奉公

奉公は奉公先の家の成員となる点で出稼,出職と異なるもののはずである。奉公の出の記録は表21のように,わずか13件であり,記載のあるのは6つの村に限られている。しかし,2.でみた奉公人の数87人から考えても,他の多くの村ではこのような事例が存在しないのではなく,ただ単に記載されていないものと考えられる。記載のある10村において6つの村に存在するから,もしすべての村が非現住者を記載をしていれば,おおざっぱに言って,約半分の村には奉公による転出があったと書かれることになるものとしてよいだろう。

大国村における奉公は5件と他の村に比べてもっとも多い記載があるが,それでも前の章で述べたように奉公人全部ではなく大森町への奉公1件については記載されていないことが分かっており,これでも完全な記載ではないと考えられる。

奉公の出の記載形式は,1件を除きすべてもとの家に対して書かれる同記(本文外書き)である。帳末に書かれている小濱の1件はもともと一人者で,残る家成員が出身の家にないためである。

先の章で見たようにこの宗門改帳群には総数で下男下女87人が記載されているが,これらの奉公人は研究対象の宗門改帳の村の出身とは限らず,奉公人87人のうちその出身の家において奉公人を出しているという記載があるのは7件であった。逆に,表21のように奉公人の出身の家が書かれた6村町13件のうち,奉公先が他の村の宗門改帳で実際に下男下女として記載が確認できるのは,大国上,大国の2村の7件である(19)。これらはすべて奉

公先の村が出身の村と同じものである。他の6件は該当する宗門改帳がなくて確かめられない。したがって、出身村での記載によって奉公人であるはずの者が奉公先の宗門改帳に記載されていないことが確認されたわけではない。

前の章で見た奉公先ではなく、ここでは奉公人自身の出身の家の階層をこの13件について検討すると、表22のように、1件の5升の高持ち以外すべて借家、無高である。したがって、当然ながら奉公人の供給源はほとんどすべて無高借家層であるといえだろう。

農業における奉公は借家小作との関係があるものがある。すなわち、借家の地主の家に家族の誰かを奉公に出しているという関係である。その例は表22のように田中彦太郎借家2件、順二郎借家1件、安井善二郎借家2件、林章蔵借家1件、計6件と、13件中の半数近い。この場合、たとえば以下のように書かれている。邑智郡久保村浄土真宗文久3年(文書110)の「入作粕淵村林章蔵借家」俊作23歳(家51)の〆書き(式人)の後に「姪 とな14歳 粕淵村林章蔵方に奉公仕候」と書かれている。現住しない「とな」についての本籍地における記載である。このように本籍地での記載がある場合、「借家」から地主に奉公人を出すという関係の存在が示される。現実には、このような記載方法をとるところは少数であるから、地主の家への農業奉公がどの程度存在したものかは正確にはわからない。しかし、各村において無高借家の多さ(55.0%, 表5; 廣嶋2009b, 表1)に対して存在する下男下女が極めて少ないことから見て、このような借家小作と奉公との関係は弱くなっているものと見られる。

表22 奉公人(13人)の出身と奉公先

出身					奉公先		
村	持高階層	牛(疋)	続柄	名前	村	戸主	続柄
大田北	持高0.050石	1	弟	直十	才坂村	-	-
大国上	田平彦太郎借屋	1	娘	とき	大国上	田平彦太郎	下女
大国上	田平彦太郎借屋	1	悖	乙吉	大国上	田平彦太郎	下男
大国	米三郎借家	1	姪	せん	大国	順二郎	下女
大国	安井善二郎借家	1	妹	みか	大国	順二郎	下女
大国	順二郎借家	1	悖	吉太	大国	順二郎	下男
大国	安井善二郎借家	1	悖	喜代太	大国	安井善二郎	下男
大国	安井善二郎借家	1	姪	きさ	大国	安井善二郎	下女
小濱	周右衛門 跡相続人同人娘	1	戸主	りく	温泉津	久右衛門	-
大森	亀助借家	0	養子	梅吉	大森	吉次郎	-
大森	倉次借家	0	娘	のふ	大森	広一郎	-
大森	清太郎同居別株	0	娘	のし	大森	政七	-
久保	入作粕淵村林章蔵借家	0	姪	とな	粕淵	林章蔵	-

- は不明。

奉公人を出している家の牛の所有状況を見ると、13件中大森町の借家3件、および一人者「とな」を除く9件(69%)つまり、ほぼ全部が(1疋)所有しており、借家層全体での所有割合27%と比べて格段に高い。13件という少数例の奉公からの推測ではあるが、牛の所有は、家族を奉公に出した労働力を補うためのものというより、農作業のために牛を購入し、その資金のために奉公人を出したのではないだろうか。

3.2 出職・出稼

出職または出稼の記載は表 21 で見たように、それぞれ 11 人(8 件)および 20 人(6 件)、計 31 人、14 件が 8 村にある。これらの出職・出稼先の村は出稼の 1 件を除き、すべてについて書かれているが、その出先の村(宗門改帳)が対象資料に含まれているのは 2 件(出職 1, 出稼 1)にすぎない。この宗門改帳を確認したが、2 軒とも該当者は記載されていなかった(20)。これらの稼ぎが流動的であることによって、稼ぎ先が変化しても出身の村にその情報が伝えられず、その情報が修正されないためと思われる。その意味で出先は既に変化しているかもしれない状態の記録として考えなければならない。

このようにこれらの出先での書き方については、1 件も直接には確認できないが、奉公と異なり、当然ひとつの家として独立して書かれているはずである。このことは先に 2.5 で見たように、出職の入りから見た記録が 3 件(大森町 2 件, 高畑村 1 件)あり、それぞれ 1 軒の家として記述されていることにより確認できる。

出職 8 件と出稼 6 件の記載の違いは、基本的に、出稼は家の成員が残っているものがないこと、これに対して出職は、ほとんど(6/8)が家の成員の残りがいることである。ただし、出職 2 件には残る成員がない(大林村, 小濱村(21))。

出職は、数少ない記載(表 21)とはいえ、7 つの村に存在し、何らかの必要性に基づいて書かれたものと考えられる。しかし、このような家族を残しての出職の事例がこの記載の数だけにとどまるとは考えられない。本来、このような記載の方が実態を物語る点で村の行政上、望ましいところもあると考えられるが、煩雑になるので、多くの村では記載されなかったものであろう。出職の記載は長州戦争を前にした緊迫した情勢が影響した可能性があり、通常記載されないのにこの時期に特別に記載された例もあるものと考えられる(附論そ-80 参照)。

出職の扱いは、統一されていない可能性があり、出職は除帳が原則と思われる(22)が、出職で不在にもかかわらず記載されたり、両方の村で二重記載されたりしたものと推測される。このことは附論で述べる例(そ-80 惣平)で裏付けられる。

表 23 は出職 8 件、11 人について、その属性と出職先を示したものである。出職の出元の家は借家とともに高持も含まれている。出職先の就業が何であるかは判然とはしない。しかし、そこに農業が含まれていることは、確実に、附論(そ-80)の秀平は「借家掛請出職」と借家小作である一方、惣平は出職先に「持所有」という地主である。このように出職は村の間の複雑な農地の所有・耕作の関係から生じた場合もあるようだ。

出職先の就業は必ずしも農業とは限らず、前章で述べたように出職先の記述 3 件には、大森町の町場のものもある。また、この地方に多いと言われる左官、大工などの職人としてのいわゆる出稼であるかもしれない。

表23 出職者の属性,出職先(8件,11人)

出職元の家					
村	持高(石)	続柄	名前	年齢	出職先村
大田北	2.5	弟	作四郎	40	円城寺
		弟女房	うね	30	
		姪	ふみ	11	
太田	淳蔵借屋	夫	武右衛門	63	浜田領千金
渡津	幾兵衛地借	伯父	才吉	52	備後国栗田
		伯父	源太	50	
渡津	辰左衛門地借	忒	熊太郎	18	備後国栗田
大林	0.25	本人	佐吉	33	生田
大国	2.775	弟	善市	31	大森
小濱	-	本人	村助	-	太田
大森	後藤豊前借男	忒	台二	42	郷田

表24 出職の人数別残成員数別出職件数

残成員数 (人)	出職者の人数			
	総数(件)	1	2	3
総数	8	6	1	1
0	2	2	-	-
1	1	1	-	-
2	1	1	-	-
3	1	1	-	-
4	1	1	-	-
5	1	-	-	1
8	1	-	1	-

出職は表 24 のように, 大部分(6/8)が 1 人で単独であるが, 2 件(2 人, 3 人)は家族とともに
に出職している。残される家の成員は本来 0 人ではないはずであるが 2 件あり, あとは 1
人以上 8 人まで 1 件ずつ 6 件が分散し, 多様である。

表25 出職者の元の家の戸主との続柄別出職件数

残成員数 (人)	件数 総数	元の戸主との続柄別出職者数							
		総数	女房	弟	伯父	夫	娘	忒	なし
総数	8	11	1	2	2	1	1	2	2
0	2	2	-	-	-	-	-	-	2
1	1	1	-	-	-	-	-	1	-
2	1	1	-	-	-	1	-	-	-
3	1	1	-	1	-	-	-	-	-
4	1	1	-	-	-	-	-	1	-
5	1	3	1*	1	-	-	1*	-	-
8	1	2	-	-	2	-	-	-	-

*弟の女房と娘(11歳)

出職者が残した家の戸主からみた出職者の続柄は, 表 25 のように, それぞれに様々であるが, 夫が出職の 1 件は, 妻と娘(13 歳)を残している(22)。また, 5 人の成員を残す太田北
村浄土真宗, 作四郎の例は, 本人は戸主の弟であり, 自分の女房と娘 11 歳を伴って出職して

おり、分家のようにも見える。残った戸主(兄與平)には持高 2 石 5 斗があり、相続権を維持しているのかもしれない(23)。大国村(文書 071)の兄、浅十の家(家 23, 3 人)から出た弟、善市は単独の出職であるが、兄に 2.775 石の持高があり、上の作四郎の場合とやや類似している。

残す家族のいない 2 件のうち 1 件(佐吉)はわずかな持高(2.5 斗)があるが、もう 1 件についてはその点は不明である。残る 4 件はすべて借家(地借)であるが、家族を残すこととなっている。

以上のように、8 件のうち大部分 6 件が家族を残し、残さない 2 件のうち 1 件は持高を残している。このようなところに出職の性格が表されていると考えられる。

現実には家族を残した出職がこの記載例のように少ないかは疑問である。おそらく、記載されたのは現実の出職の一部と考えられる。

つぎに、出稼 6 件、20 人についてみると、大林村浄土真宗(文書 150)の 1 件(1 人)のほか、5 件(19 人)はすべて井戸谷村浄土真宗(文書 133)である(24)。いずれもすべて帳末に書かれたもので、残る家成員が存在せず、家を挙げての移動であることに特徴があり、この点が出職と異なるといつてよい。

その出稼先は、書き漏らしと見られる記載のない井戸谷村の 1 件を除き、5 件については、浜田領都賀西村(1 人)、雲州才谷鉄山(3 人)、畑田村(邑智郡)(6 人)、荻四郎助鉄山(2 人、4 人、計 2 件)が明記されている。

また、本研究の宗門改帳に井戸谷村栃野木鑪のものがあり、井戸谷村に鑪が存在することが分かっており、この関係で他の鉄山やその他の出稼が目立つ村であると考えられる。しかし、出稼の出の記録は井戸谷村および大林村にのみ例外的に見られる、特殊なものである。さきに見たように出稼は逆に転入者としての記載は皆無である。現実に出稼であっても、転入してきた当初、単に引越、「入人」として記載され、以後は出稼人であるとの記載がされていないものと考えられる。出稼についても記載は現実の一部と考えられ、むしろなぜ記載されたのかが問題となる。村におけるなにか権利義務が残されているのかもしれない。

3.3 手伝

手伝は表 21 に示したように 3 件のみで、井戸谷村に出稼の他に「手伝」1 件 3 人が雲州赤名村を行き先として「當時雲州上赤名村親戚方に手傳罷居申候」と書かれている(文書 61)。「元富蔵貸屋」りま 38 歳が 20 歳の娘と 2 人の伴(14, 18 歳)を連れている。親戚方なので奉公のような契約によるものでなく、子どももかなり大きく、労働が十分に可能であるから、厄介にはあてはまらなかったのだろう。

この村では他の村では引越、出人と書いてすませるところを引越に理由を付したものといえよう。

おわりに

本稿では、持高階層間の結婚率・出生率の格差、および家の再生産率の階層間格差を説明する要因として移動と就業の実態を階層別の観察を中心にして石見銀山領の宗門改帳の記載によって研究した。この出生率と家の再生産率の階層格差の生じる仕組みが、就業形態の変化の影響を受けることにより、低階層の出生率・家の再生産率の上昇を通じて社会全体の出生率上昇、人口増加に繋がると考えられるからである。

家を単位に人口の再生産が行われていた江戸時代の人口においては、その再生産は個人単位にみる結婚率や出生率でなく、最終的には家の再生産率で見る必要があることを廣嶋 2009b において指摘した。階層別の家の再生産率と出生率、結婚率とは一部ずれるところがあるからである。

本研究では、まず、階層別の移動率の高さが、10 石以上層を別として、階層の高さにほぼ反比例することを示すことができ、これを階層別の結婚率・出生率および家の再生産率の説明要因として考えることができる。とくに、無高層の結婚率・出生率が 1 石未満層より高いにも拘わらず、家の再生産率(家あたりの構成員数)が小さいことについて、移動率つまり転出率が 1 石未満層より高いことによって説明されるとの想定(廣嶋 2009b)は、移動数の資料により、たしかに確認することができた。ただし、転出を家構成員全員の転出ではなく、家構成員を減少させる家構成員の部分的な転出(縁組に関するものを除く)に限定した場合は縁組が完全に分離できないという資料の制約により確認できなかった。

就業・扶養に関わる移動については、奉公について検討した結果、奉公に出ること自体は結婚年齢を上げる効果をもち、したがって奉公に出ることが多い無高を中心とした低階層の出生率を低下させる影響を持っていたと推定された。しかし、奉公自体が極めて稀になっているので、仮に奉公の入れ替わりが盛んであるとしても、奉公を多く出す階層の結婚年齢の高さに対する奉公の影響というような階層全体に対する直接的な影響はあまり大くないと考えられる。とすると、奉公に関わらず、どのような就業・扶養に関わる移動であったかが問題になる。

家族を残した就業に関わる移動と考えられる出職という記載が宗門改帳にわずかであるが発見された。出職が記載されることが少ない理由のひとつは、そのような移動の多くが 1 年のうち、盆と正月には戻ってくるからとも考えられるが、それよりもその多くが出職という記載がなく単に転出(出人)とだけ記載され、村内に宗門改帳上は不在とされたと考えられる(25)。出職と宗門改帳に記載された少数例は、附論で紹介した文書から見て幕末の緊迫した情勢によって一部の村で例外的に行われたものとも考えられる。

宗門改帳に出職と記載されない家成員の不在は、たとえ 1 年に何度か盆、正月などに帰宅することがあったとしても、一般的には結婚している者には結婚生活にとってさまたげになり、あるいは未婚者の結婚年齢を遅くし、その結果、出生率の階層差を生み出す重要な原

因と考えられる。ただし、結婚年齢および結婚率の階層差の原因については、このような就業にともなう移動による説明とは別に、結婚に必要なとされる資力をまかなう能力の階層差から、生まれるという説明も可能である。このどちらがより有効な説明かは現在のところ明らかにすることができない。木下 2002 は山家村における出生率の階層格差がもっぱら有配偶出生率の差により、幕末におけるその上昇は奉公割合の低下によるものと推定しているが、石見銀山領では出生率の階層間格差は大部分が有配偶出生率ではなく結婚率の差によること(廣嶋 2009b)から、奉公、出職など物理的不在だけで説明することは難しいとも考えられる。有配偶出生率に対しては、その意識的な統制が困難であった社会では物理的な存否が極めて有力な要因となるが、結婚率に対しては物理的障害だけでなく社会経済的要因が直接的に働きうるのである。

また、無高層と1石未満層を比較した場合、無高層では未婚者が選択的により多く他出することにより見かけ上、村内在住者の既婚率は高くなり、結婚年齢が低くなっているものと考えられる。もしそうでないと、結婚率・出生率が1石未満層より高い無高層の家再生産率が1石未満層より低くなることはありえず、結婚率・出生率はそのまま家の再生産率の大きさとして現れるはずであるからである。ただし、このことは転出者の年齢が多くの場合不明であることから実証はできなかった。

出職にあたる移動が多数存在したという推定は、銀山領において農業以外の就業の機会として銀山領内に銀山(26)や多数のたたら製鉄が存在したことからも裏付けられるだろう。資料で裏付けられる限りのたたらが存在する村の一覧は表26のとおりである。これは、熊谷家文書宗門改帳内の村に限定されていて、銀山領には他にも多数存在する。ただし、これらへの就業は銀山領の村の宗門改帳によってほとんど裏付けられず、領域内の村民の鉄山などへの就業についての記載はほとんど皆無といってよい。ただ、例外的に井戸谷村で他村の鉄山への「出稼」3例9人が書かれているのみである。しかし、階層別の出生率と家の再生産率によってこのような移動をともなう就業が多数あったはずであることが推定されるのである。

表26 たたら製鉄のある村名

郡名	村番号	村名
那賀	4 *○	太田
	5 *	八神
	7 *○	下河戸
	9 *○	長良
	10 *	渡津
	14 ○	上津井
邑智	19 ○	谷住郷村谷組
	26 ○	川下村鉄山内
	33 ○	大林
	35	長藤村源田山鍛次屋
	36	井戸谷村栃野木鑪
邇摩	63 ○	温泉津

熊谷家文書の宗門改帳の村に限定。

*皇国地誌(明治5年)(江津市誌別巻,1982年)による。

○文化4(1807)年,文政2(1819)年。『金屋子神信仰の基礎的研究』岩田書院2004年による。

附論 出職について

出職に関する中村家文書(現江津市桜江町大貫)「午二月 勘三郎出職書付 南佐木村」(せ-86)安政5(1858)年「当村人別出職書扣」(そ-80)文久3(1863)年を紹介し,解説する。この2種の文書は5年の差があるが,両方とも大貫村庄屋久左衛門に関わっている。

安政5年の出職書付は南佐木村庄屋代頭百姓為一郎が書き,約8キロ離れた江川北岸の大貫村庄屋久左衛門に送られたもので,勘三郎29歳と女房やすの27歳の出職の開始にあたって書かれた。勘三郎は「当村百姓儀兵衛家内」の肩書きがあり,倅でないにしても甥などの親戚と想像される。いわゆる分家ではないが,ともかく若夫婦の独立を意味している。出職先の状況は,書かれておらず,おそらく小作に出るものと推察される。このように家成員の一部が他村に働きに出る場合が出職とされ,出職先の村に届出が行われたことを示している。

文久3年の「当村人別出職書扣」は,上と異なり,すでに出職している者(秀平,房吉,惣平の3人)についての文書で,出職中のものは本来村に帰るべきだが当分出職を認めてほしいという文書を大貫村庄屋久左衛門がそれぞれ高見村および渡村の村役人に送った扣である。「今般他所人御取締ニ付」と作成の動機が書かれており,長州戦争を前にした文久3年の銀山領における緊迫した情勢が影響していることを示している。このことから考えると,出職は宗門改帳に通常記載されないかもしれないものかもしれない,いくつかの村においてこの時期に特別に記載されたものかもしれない。

最初の秀平は「当村百姓」の肩書きがあるが,「其御村小太郎借家掛請出職」とあるように(おそらく高見村の)地主小太郎の借家小作としての出職である。第2の房吉は「当村延右衛門借家無高」の肩書きがあり,高見村への出職は当然小作である。また地主延右衛門は高見村に土地を持つ地主であるが,その住所は当村(大貫村)かもしれない。第3の惣平は

「其御村方持石有」と渡村の地主であり、渡村に出職しているという。このように他村の地主として出職するという場合もあることに注目される。

なお、惣平について、「当村人別之者ニ紛無御座候」とあり、大貫村の住民として登録されているにも拘わらず、高見村へ出職している。出職していても元の村に現住しているように宗門改帳には書かれていることになる。このように出職者を含む人口となっていることに注意しなければならない。また、高見村でも宗門改帳に記載され、二重記載されている可能性も考えられる。このように出職の宗門改帳への登録は定まっていなかったのかもしれない。

せ-86 中村家文書「午二月 勘三郎出職書付 南佐木村」

(包紙上書)

「午二月 勘三郎出職書付 南佐木村」

相渡申一札之事

一浄土真宗福田村願林寺旦那 当村百姓儀兵衛家内 勘三郎 当午廿九才
女房 やすの 当午廿七才
〆式人

右之者儀、今般其御村江出職仕度段
御願申入候処、御聞済被下忝仕合ニ存候、然ル上ハ
出職中御村法ヲ以御勝手次第御取計
可被成候、若何事ニ不限御申付之儀相背候節者、
何時ニ而も当村江引取可申候、為後日念之出職
願書一札相渡申所仍而如件

安政五年 午二月日 南佐木村 庄屋代頭百姓 為一郎 (印)
大貫村 庄屋 久左衛門殿

そ-80 中村家文書「当村人別出職書扣」 (行替えは適宜省略した)

(袋上書)

「 文久三年亥十一月 当村人別出職書扣 」

一筆致啓上候、寒冷相増候得共、弥御堅勝ニ御勤約被成事与
奉賀上候、然者当村百姓秀平義、親類其御村小太郎借屋
掛請出職罷在候所、今般他所人御取締ニ付、罷帰り候
筈之所、行懸り出職致度願出候間、当分出職為致
可(被)下候、奉願入候、先者右得貴度

如此ニ御座候、以上

十一月十二日 大貫村 庄屋久左衛門

高見村 御役人中

以手紙得其意候、寒氣相増候処、弥御堅勝ニ可被成御座候はん、奉賀上候、
然者当村延右衛門借家無高房吉義、其御村江出職罷在候所、此度他所人
御取締ニ付、当村へ罷帰候筈之所、行かゝり出職致度願出候間、当分
出職為致可下奉願入候、先者得貴意度如此ニ御座候、以上

十一月廿二日 大貫村 庄屋 久左衛門

高見村 御役人中

一筆候、然而何分惣平義当村人別之者ニ紛無御座候所、其御村方持石有之、為
耕作之出職いたし居候所、此度他所人御取締ニ付、当村へ罷帰候筈之所、行
かゝり其御村方ニ出職いたし度願出候間、行かゝり出職
為致可被下候、奉願入候、猶又御法度筋ハ不及申ニ御差支之筋も有之候ハ、
何時ニ而も引取可申候、先者右之趣得貴度如此ニ御座候、以上

亥十月 大貫村庄屋

渡村 御役人中

付記

本研究に用いた資料に関して、熊谷家文書宗門改帳のデジタル・アーカイブの利用を許可いただいた島根大学附属図書館の皆様、宗門改帳の翻刻作業をしていただいた島根大学法文学部山陰研究センターの加藤絵里子さん、高橋真千子さん、この翻刻作業の基礎として利用した石見の宗門改帳電子ファイル RYOMA を作成された速水融氏と落合恵美子氏を中心とするユーラシア・プロジェクト (EAP) 関係者の皆様に深く感謝したい。また、解読にあたっては小林准士准教授に、中村家文書の利用・翻刻にあたっては大田市立銀山資料館藤原雄高学芸員および仲野義文館長にお世話になったことに感謝したい。

本稿は、島根大学 2008-9 年度萌芽研究プロジェクト（会下和宏代表）および同 (B)19330077、2007-09 年度（代表廣嶋）の研究成果の一部である。

注

(1) 信濃国およびその諏訪郡において 1820 年代以後人口増加が始まっていることが確認できる(速水 1973,p.22)。木下 2001 は東北一農村(山家村)の 1836 年以後 0.80%のかなり高い人口増加率を報告している。

(2) 都市など農村人口を引きつける要因が希薄だった地方では、奉公率の違いが階層構造を

維持するメカニズムがなかったと速水 1992 (p. 307)は推測している。速水 2002 はこのメカニズムのあった西条村においても雇用機会が幕末期に都市から農村手工業へと変化し農村の人口が増加し社会的緊張が高まったとする (p. 227)。

(3)「労働市場が広がるにつれて、自由な雇傭の形態が不可避免的に不自由な形態を駆逐する傾向にあった」(トマス 1970,p.179)。牧 1977 は、村方奉公について一年季奉公、日雇への移行を多くの江戸時代の労働関係の歴史研究から裏付けている。速水 1992 は西濃輪中農村内の奉公人が 19 世紀に入ると 5 パーセント以下にまで減少したとしている(p.203)。木下 2002 は山形県の山家村について「1840 年頃以降、年季奉公のような奉公がほとんど消滅した」としている(p.145)。石見銀山領でも 1818-1865 年の忍原村で、奉公人(下男・下女)数は 7 人から 1 人への漸減した(廣嶋 2009a)。

しかし、この地域で日雇いの増加を直接に確認できる資料は見つかっていない。また島根大学図書館蔵の石見銀山領に関わる熊谷家、坂根家、林家、今浦各文書には奉公契約に関する資料が見つからず、奉公の内容の変化は分からない。

日雇いの多さを示す部分的な記録として、大森町田儀屋(熊谷家)の「女中雇い覚書」に天保 6 末(1835)年の年始から年末までの支払の記録があり、つぎの 20 人女中の名前が書かれている。ふく、おりつ、おみき、みと、あさ、いよ、さき、るい、よし、しへ、まき、いと、りへ、すな、とめ、ちく、なえ、うら、みか、多助(男か)。島根大学付属図書館石見銀山領地方文書熊谷家文書 722-724。

(4) 宗門改帳において「家」は人々の集団の最小の単位として用いられており、生活の単位として今日の学術用語の世帯にあたる場合が多いと考えられるが、本研究ではそのまま用いることにする。

(5) 熊谷家文書宗門改帳は以下のように構成されている。島根大学附属図書館蔵 1863 年 188 冊、1864 年 46 冊、計 234 冊、大田市立図書館蔵同 5 冊、3 冊、計 8 冊、同合計 193 冊、49 冊、計 242 冊。本研究において島根大学附属図書館蔵熊谷家文書宗門改帳の全記載を翻刻した文書の電子ファイル(Word, PDF)を作成した。この作成作業の際、EAP において作成されたデータシートおよび RYOMA ファイルを基礎資料として参考にした。

(6)人口については 1863 年 1 年分に主に限定した IWAMI01_追加修正 2.xls を基にした。データは 7442 軒、34288 人+22 人非現住者、計 34,310 人。持高は、寺、神社、医師、尼、鉢屋などで持高が書かれていない場合は不詳とした。

(7)移動件数が 0 と判明する村の人口を率の分母に含む。

木下 2002 は上記山家村の転入率及び転出率が 1850、60 年代にそれぞれ 1%程度にまで減少してきたとしている。これとほぼ同じ水準の移動率である。

(8)たとえば、今浦村の 1791 年(寛政 3 年)の湯里村への移動の例(今浦文書 101-5)(小林 2009

参照)であるが,送り状の文面には奉公であることが記載されている。なお,宗門改帳(庄屋控え)にはこの奉公のことが注書きとして加筆されていて,翌年には本文に外書きされている(ただし,奉公先はすでに変化している)が,移動はまったく記載されない。

送り状之事

一温泉津西楽寺旦那 甚五郎忒 善八 当亥 廿八才
右者其村湯湊又右衛門所へ奉公ニ参り候間其村傳帳面ニ御加へ可被下候奉願上候依一礼如件
寛政三年 亥三月十三日 今浦 庄屋 善三郎㊦
湯里村 御役人中

(9)借家から家持ちの変化を伴う後地村から黒松村へ引越した兵作一家の例。

石見國那賀郡後地村 浄土真宗 文久 3 年(文書 181)

留五郎借家

(家 87) 一同宗都治本郷圓勝寺旦那 兵作 七十一才
同寺旦那 忒 倉治 三十九才
同寺旦那 嫁 ちゑ 廿五才
(以下略)

五人男
八人内三人女

那賀郡黒松村浄土真宗人別書上帳 文久 4 年(文書 204)

持高壺斗三升壺合家持

(家 208) 一同宗 同寺旦那 兵作 子七十二才
同寺旦那 忒 倉次 同四十才
同寺旦那 嫁 ちゑ 同廿九才
(以下,略)

四人男
七人内三人女

(10) 全員移動の転入は,もとの家から見ると部分移動の転出でありうる。したがって,これは地域全体で見ると,家の分離を意味する場合がある。ただし,元の家の状況を把握することが多くの場合困難である。以下のような事例である。これらは戸主に妻がおらず生まれたばかりの子がいる。婿養子が離縁によって分離したものかもしれない。

(文書 010) 邇摩郡上村浄土真宗宗門御改帳 文久 3 年

(帳末) 一 平十郎借屋恒市壺家内三人入込申候

(本文 家 24) 平十郎借屋 恒市 三十六 母りん 六拾四 忒 恒太郎 貳才 八人男貳人女壺人

(文書 057)石見國邑智郡祖式村上ヶ組 浄土真宗宗門人別相改帳 文久 3 年

(帳末) 同(當村)馬之助借家惣助白杯村 y 入込申候

同(當村)惣助惣惣市郎去戌八月出生仕候

(本文 家 176) 當村馬之助借家 惣助三十式才 惣惣市郎同式才 ㇿ式人男 牛壺正

(11) たとえば, 文久 3 年 大国村上ヶ組禪宗(文書 67) の田平彦太郎(家 21)の下女もみは, そこに書かれた出身の家, 天河内村真宗(文書 42) 柳八(家 23, 戸主は兄甚七に替わっている)の宗門改帳を見ると, 娘(妹)もみが記載されているが, 奉公の記載はない。また, 大森町法華宗(文書 045)の家屋敷持 弥右衛門(家 103)51 歳の召仕 1 人, 下男 1 人, 下女 2 人を含む 10 人の世帯の下女こよ 23 歳は黒松村仁兵衛娘と記載されていて, これを黒松村の宗門改帳で確かめると, 仁平 61 歳の娘こよ(29 歳)が記載され, 奉公のことは書かれていない。

(12) 「誰々借家」と特定の地主名が書かれる借家は, 「1 人の地主だけから田畑・山林に加え住居まで, 経営・生活上必要な物件一切を貸与されている小作形態」(阿部 2004)として, 「地主, 小作の主従的關係一般小作に比して著しく従属的なる」(島根県 1943)近代の株小作に対応することが知られている。なお, 山岡 1962 は近代株小作について「藩政時代農村古文書に「下人」と記されているものもこれに該当するものと考えてよからう」としている。これは津和野藩領の那賀郡鼠原三村(今市村)(山岡 1954), および銀山領の和木浦(山岡 1965)での用法に基づくと思われる。しかし, ここでは借家と下人とは区別されているものと考えられる。ただし, 注 13 に示すように重なる場合もある。

(13)なお, 同村において下人は文久 3 年に浄土真宗 半右衛門下人 六兵衛地借 政次, 禪宗 弥七郎下人 浅平, 浄土宗 三佛寺下人 弥七郎地借 秀吉の計 3 軒であったが, 文久 4 年には, 新たに亀吉のほか, 真宗 山口嘉平次地借 孫右衛門下人 藤四郎 1 軒が加わり(文久 4 年に禪宗は欠けており浅平は不明), 下人は少なくとも 4 軒に増えた(真宗 半右衛門下人 六兵衛地借 政次は孫の岩太に変化)。なお, 藤四郎(家 35)は前年には孫右衛門借家であった。すなわち, この 1 年の間に借家から下人への変化 2 件が確認できる。

(14)廣嶋 2009a で「別株厄介」2 件としたが, そこには別株と厄介が離れている場合は含まれていない。

(15) これらの雇入について相良 2009 は「通いの労働者の家族かも知れない」としている。

(16)たとえば, 後地村 浄土真宗(文書 181)の帳末に人口減の要因として次のように書かれている。一無高亀太郎去戌二月欠落仕候ニ付御尋之上同八月帳外被仰付候ニ付除帳仕候欠落ㇿ壺人

(17) なお, 宗門改帳はすべて 3 月と書かれているが, 浅利村 浄土真宗(文書 232)の兵右衛門(家 205)の伴 仙四郎 33 歳の欠落は張り紙に 3 月 5 日の日付があり, その日にまだ宗門改帳が代官所に提出されていないことを示している。

(18) 鉦山内の場合であるが, 相良 2009 は, 川下村瀬尻鉦(文書 225)の山内規則などから「夜抜ケ, 欠落」させて, 労働者を引き抜くこともおこり, 経営に支障をきたしたりしたとしている。

山岡 1954 は, 明和 6(1769)年から文政 4(1821)年まで 52 年間的那賀郡の 3 村の欠落 115 人について検討し, 「日雇稼業を求めて海辺或は芸州方面へ欠落して行ったものと考えられる。」とした。

(19) 小濱村のりく(46 歳)は文久 3 年, 帳末の外書きとして「是ハ温泉津村久右衛門方へ奉公仕居申候」と書かれているが, 同年の奉公先の温泉津村浄土真宗の宗門改帳が残存せず, 久右衛門の家での奉公人としての記載を確認することができない。文久 4 年には, 小濱村での奉公の記載がなくなり, ただ温泉津村での久右衛門借家と書かれた単独の家(法華宗)となっている。このように, 奉公先の村で奉公人から借家人に変化した例と思われる。

(20) 文久 3 年大国村法華宗(文書 071)持高 2.775 石 浅十(家 23)の弟善市はこの家の外書きに「此者義當時大森町へ出職稼罷在候」として書かれ, 村の人別には含まれていないが, 同年大森町法華宗の宗門改帳(文書 045)には記載がない。

文久 3 年の井戸谷村浄土真宗(文書 133)の帳末外書きのぬい以下 6 人は「當時畑田村富平貸屋ニ出稼罷出申候」と書かれているが, 同年畑田村浄土真宗宗門改帳(文書 085)にはぬい達の記載がない。ただし, そこには持高 7.327 石の富平(家 56)が存在し, 1 軒の富平借家(常平)も存在する。

(21) 大林村浄土真宗(文書 150)では, 帳末の外書きとして, 単独の出稼, 出職各 1 件, 計 2 件にそれぞれ出職と出稼の言葉が使われているが, この間に全く差が認められない。

佐吉 33 歳「持高式斗五升地所懸ケ地ニ仕 生田村エ出職仕候」

藤蔵 38 歳「持高式斗地所懸ケ地ニ仕 濱田領都賀西村へ出稼仕候」

本来これらは家族が残っていないからどちらも出稼のはずだが, 持高が村内にある(それを小作に出していく)ということから出職ともいっているものと思われる。ここでは佐吉を出職, 藤蔵を出稼の記載のままとして扱う。

小濱村の例はもともと単身の家であったもので, これを出職とするのには何らかの理由があるものと思われる。

(22) 大田村浄土真宗(文書 217) 頭百姓淳蔵借屋の武右衛門 64 歳(家 50)は女房ゆみ(41 歳)と娘てい(13 歳)を残し, 文久 2 年(戊)から「濱田領千金村へ出職仕候ニ付當村人別相除

外書ニ記置申候」と文久4年の宗門改帳に書かれている(文久3年, 文書220も同様)。

(23)分家のような出職の例は以下のとおり。

安濃郡太田北村浄土真宗宗門改帳 (大田南村正蔵坊)

持高式石五斗		
與 平 [㊦]	一同宗	同寺旦那 [㊦]
五十一才		
女房... (略)		
	三人男	
	五人内式人女	牛一疋
右與平弟		
作四郎 [㊦]	一同宗	同寺旦那 [㊦]
四十才		
女房... (略)		
	老人男	
	三人内式人女	
	是は当時圓城寺村へ出職罷在候	

(24)井戸谷村浄土真宗(文書133)の帳末外書きに元吉1軒4人が書かれ, 出稼等の注釈がないが, 出稼4軒15人の後に最後に書かれているので, 出稼と書き漏らしたものと解釈した。

(25)天河内村の「諸職人往来」元治2(1865)年2~4月(木島家文書)(仁摩町1972, 第4-2-5表)に21人の左官, 大工などの職人が他国などに出ていることが記録されているが, このうち名前と年齢がこの2年前の宗門改帳(熊谷家文書39~42)と完全に合うのは, 源四郎30歳のみである(他5人は名前があっても年齢は一致しない)。このように職人稼ぎを行っている者がほとんど宗門改帳上には記載されていないことが確認できる。

(26)「銀山要集」に「百三十人程在方村々より参候柄山負」(廃石運搬夫)など労働者が流入したとされる(仲野2009, p.149)。これがどのような雇用形態であったかは不明であるが, 移住者や季節労働, 通いなどもあったのであろう。

文献

阿部英樹 2004「近世石見における地主制の特質」『近世近代の地域社会と文化』頼祺一先生退官記念論集刊行会編, 清文堂出版, 118-143.

- 木下太志 2002 『近代化以前の日本の人口と家族—失われた世界からの手紙—』 ミネルヴァ書房
- 小林准士 2009 「石見国迦摩郡今浦文書目録」『山陰研究』2号,118-143.
- 斉藤修 2001 「近代人口成長」速水融・鬼頭宏・友部謙一編 2001『歴史人口学のフロンティア』東洋経済新報社,67-89.
- 相良英輔 2009 「江の川沿いの石見たたら」『石見ふるさと大百科』郷土出版社.
- 島根県経済部 1943『島根県下の株小作』島根県
- スミス,トマス C.1970『近代日本の農村的起源』(大塚久雄監訳)岩波書店.
- 仲野義文 2009『銀山社会の解明—近世石見銀山の経営と社会』清文堂.
- 仁摩町 1972『仁摩町誌』.
- 速水融 1973『近世農村の歴史人口学的研究 信州諏訪地方の宗門改帳分析』東洋経済新報社
- 速水融 1992『近世濃尾地方の人口・経済・社会』創文社.
- 速水融 2002『江戸農民の暮らしと人生—歴史人口学入門』麗澤大学出版会
- 廣嶋清志 2004 「幕末石見天領の地域別人口変動」『経済科学論集』30:51-66.
- 廣嶋清志 2009a 「幕末石見銀山領の同居別株からみた家制度」『経済科学論集』35:1-22.
- 廣嶋清志 2009b 「家の再生産と結婚率・出生率—幕末石見銀山領の宗門改帳から見る」『統計』60(7):9-26.
- 牧英正 1977『雇用の歴史』弘文堂
- 山岡栄市 1954, 「宗門帳を通じて見た山村の家族及び社会構造」『社会学評論』13・14:150-165.
- 山岡栄市 1962, 「株小作農民の社会的地位の変動」『山陰文化研究紀要』2:26-58.